

新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン 【第8版】

令和3年 9月 17日改訂
国立京都国際会館

はじめに

当館では、お客様が安心して会議を開催できる環境をご提供するため、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組を徹底しています。本ガイドラインは、当館の具体的な取組を掲載するとともに、主催者様に実施していただきたい対策について取りまとめ、互いに連携・協力し、より安全な環境で来館者をお迎えすることを目的に、策定したものです。

なお、本ガイドラインの策定にあたり、政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））に則った上、劇場や展示会場等の業界団体が独自に発出しているガイドラインを参考にしています。

状況が刻々と変化するため、政府・地方公共団体からの新たな要請の発出、方針の変更や社会状況を勘案しつつ、適宜、改定を行って参ります。

また、本ガイドラインに記載のない項目については、「国立京都国際会館使用規則」をご確認ください。



令和3年4月、感染症予防対策において国際的な衛生基準を満たす施設として、アジアの国際会議場・展示として初めて、GBAC STAR™認証を取得しました。

1. 国立京都国際会館の対応

(1) 発熱等感染の疑いがある人等の入館制限について

37.5度以上の発熱者や感染症の症状があるなど感染の疑いがある方の入館は制限しております。

(2) マスクの着用

当館では、感染拡大防止のため、入館中はマスク着用としております。
なお、感覚過敏など特別な理由により着用が困難な方は除きます。

(3) その他具体的な対応

① 消毒液の設置

正面玄関、南玄関、アネックスホール玄関、ニューホール玄関、イベントホール玄関、イベントホール連絡通路横自動扉付近、東通用口、通用口に消毒液を設置していますので、ご利用ください。各会場入口等への設置については、必要に応じて主催者にてご手配ください。

② 換気の設定

館内の空調機器は、外気を最大限に取り入れる設定にしています。

③ 清掃の実施

不特定多数が触れるドアノブ、手すり、机の上等は、毎朝、清掃スタッフがアルコールにて清拭しています。
また、感染防止のため清掃スタッフもマスク、手袋を着用しています。
なお、参加者にて着用されているマスクについては、館内での破棄はご遠慮ください。

④ パブリックスペース

ロビー、通路などに設置しているソファやテーブル等についてはソーシャルディスタンスを勘案し、配置の変更や、ご利用可能数を減らす対応を行っています。

⑤ ビニールシートの設置

正面玄関の当館受付、常設クロック、通用口等に飛沫感染防止用のビニールシートを設置しています。

⑥ 標示等の設置

感染防止の対策をお知らせするために、館内各所に案内板を設置しています。
また、京都市「あんしん追跡サービス」の登録を行っています。当館が登録済のQRコードを標示していますので、ご利用ください。

⑦ 会館職員、協力会社等スタッフについて

- ア 出勤前の検温及びマスクの着用を徹底するとともに、全職員の体調を一元管理しています。
- イ 37.5℃以上の発熱や体調不良を感じたスタッフは出勤いたしません。
- ウ 手洗い、うがいを徹底しています。

2-1. 催事主催者の対応

(1) 主催者に順守いただきたいこと

ア コロナ対策責任者の指定と事前打ち合わせの実施

お客様に安心・安全な環境を提供するため、主催者において「コロナ対策責任者」を指定するとともに、開催前及び開催期間中においても、当館と感染拡大の防止に向けた対策について十分な情報共有と打ち合わせをお願いいたします。

イ 主催者等による事前確認

主催者等は会館を利用するにあたり、参加者等に対して、次の事項を事前確認し、感染の疑いがある場合は入館を制限してください。

- ① 37.5度以上の発熱のある人
- ② 咳・咽頭痛・息苦しさ等の症状が認められる人
- ③ 疲労倦怠感や味覚・嗅覚異常など体調が優れない人
- ④ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触歴がある人
- ⑤ 過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人および過去14日以内に同様の症状にある人との接触歴がある人
- ⑥ その他、感染の疑いがある人

ウ 「コロナ感染拡大防止に向けたチェック項目表」による対策の確認

開催に当たり、「コロナ感染拡大防止に向けたチェック項目表」に基づき、各種施策状況について確認・チェックし、当館に提出してください。

エ 主催者等による入館時の体調確認要領

主催者等で、下記の対応を実施ください。

- ① 参加者に対して、自己申告等により上述イのとおり事前確認し、感染の疑いがある場合は入館できないことを事前に周知すること。
- ② 入館時に検温等を実施すること。(※)
- ③ 催事開催中、上述イの入館制限のいずれかに該当するなど感染の疑いがある方を把握すれば、直ちに退館させ、帰宅又は診察を促すこと。
- ④ 上述イのいずれかに該当するスタッフは、従事させないこと。

※ サーマルカメラ等についてはレンタル業者の紹介を行っておりますので、お問い合わせください。
https://www.icckyo.or.jp/about_us/coronavirus/

(1) 主催者に順守いただきたいこと

オ 入館制限の例外

試験受験など参加者の人生や権利に大きく支障が生じるなどの特殊事情がある場合は、例外として入館を許可することとしますが、主催者においては発熱者用受験会場を別に設けて他の入館者と接触させないなど、感染拡大防止に向けた最善の措置を講じてください。

カ マスクの着用

参加者及びスタッフは、感染防止のため館内ではマスク着用をお守りください。なお、感覚過敏など特別な理由により着用が困難な方は除きます。

キ 歌唱など大声を出す場合の措置

演者が歌唱等大声を出す場合、舞台から観客まで最低2mの距離を確保してください。また、合唱など多数の演者が大声を出す場合、マスク着用や演者間にアクリル板を設置するなど演者間の感染防止上、必要な措置を講じてください。

その他、歓声や声援など大声を出す方がいた場合、個別に注意等ができるよう人員を配置してください。

ク 感染の疑いがある事案発生時の措置

感染の疑いがある方がいれば、直ちに退館、通院検査させるなどの措置を講じるとともに、事案概要を会館へ速報してください。

体調が悪く、直ちに退館させることが困難な場合は、一時的に医務室等に搬送の上、容体を確認し、救急要請搬送の措置を講じて下さい。

その際も、会館に速報してください。

上記を順守いただけない場合は、必要な改善を求める場合があります。また、損害発生時は、故意または重大な過失がある場合、実費（消毒費用など）を請求させていただく場合があります。

2-2. 催事主催者の対応

(2) 催事主催者へのお願い

ア 施設、会場への入場制限、キャパシティの制限、レイアウト

- ① 人数制限
現在、当館においては、各種講演会、式典、展示などについて、感染防止策の徹底を前提に、最大、人数上限5,000人以下かつ定員の50%以下の収容を可能としています。
- ② 開催時間
催事の開催時間は21時までとしています。
- ③ 3密の防止
参加者の感染リスクを考慮し、会場レイアウトをはじめ受付やクローク等の運営に関しても、「密」の状態にならないよう、ソーシャルディスタンスに配慮してください。その為に、可能な限り下記のような対策をご検討いただきますようお願いいたします。
 - 1) 混雑時の入場制限を実施する。
 - 2) 大声での会話を行わないような議事進行を心掛ける。
 - 3) 滞在時間が長時間にならないよう、時間を短く設定する。
 - 4) 出入口が複数ある会場については、入口と出口を分ける。

加えて、身体的距離を確保するため
適切な間隔を保った席の配置
演者等と参加者との間隔(最低 2 m)の確保やアクリル板の利用
マスクの着用など隣席等への飛沫感染の防止
などに配慮していただけますようお願いいたします。

イ 参加者の追跡体制の構築

感染拡大防止のため、下記の対応を行ってください。

- ① 万が一催事後にコロナウイルスへの感染が判明した場合に備え、保健所などの公的機関からの要請に応じて提出できるように参加者名簿を予め作成する。
- ② 京都市「あんしん追跡サービス」に登録するよう、参加者に案内する。
WEB : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>
- ③ 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」をスマートフォン等にインストールするよう、参加者に案内する。
WEB : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

ウ 手洗い、うがい、消毒及び咳エチケットの徹底

頻繁な手洗い・うがいの励行、消毒液の使用、咳エチケットの徹底をお願いします。

(2) 催事主催者へのお願い

エ 感染予防対策及び周知

参加者の感染予防として、以下の対策について事前に主催者から参加者へご案内（ウェブサイトへの掲載等を含む）をお願いいたします。

- ① 当館の入館制限について
- ② 来館前の検温
- ③ マスクの着用、咳エチケット
- ④ 手洗い、うがい
- ⑤ 入館時の手指消毒
- ⑥ マスクの館内での廃棄の防止

オ 行政との連携

全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催に対しては、京都府から「大規模イベント開催時の京都府への事前相談について」が示されていますので、以下でご確認ください。

WEB：<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/daikiboeventjizensoudan.html>

カ 開催支援

感染予防対策を取るために会場のご利用時間の延長が必要な場合は、当館担当者までご相談ください。

3. その他

当面、飲食の提供については下記のとおりとします。

(1) 飲食エリア以外での飲食制限

飲食用に感染防止策を行い、当館が許可した飲食可能エリア以外での飲食は制限しております。

(2) 飲食の形式

飲食は、座席の利用による着席飲食形式を基本としており、コーヒースタンドを含め、立食パーティー等移動が可能な形式での飲食は制限しております。感染リスクの少ないコース料理又はお弁当の形式をお勧めいたします。

(3) 飛沫飛散防止対策

ア 飲食物を口にする時以外は、必ずマスクを着用してください。

イ 前後左右のお席についてはそれぞれ1席分空ける等、十分な間隔の確保をご提案いたします。

なお、対面距離が2m未満のレイアウトの場合は、必ず席上にアクリル板を設置してください。

また、飲酒が伴う場合は、レイアウトに限らず、必ず席上にアクリル板を設置してください。

その他、飲酒を伴わない場合や御弁当など簡単な飲食の場合においても、対面席の抑制やアクリル板の設置を施すことをご提案いたします。

(4) 政府・地方公共団体の要請により、飲食時間等飲食に関して変更がある場合は、それに従うこととなります。

詳細は、株式会社国際会館食堂発行の「料飲サービス感染防止ガイドライン」をご覧ください。

<https://www.icckyo.or.jp/wp-content/uploads/2020/07/enkai.pdf>

更新履歴

第1版：令和2年6月19日

第2版：令和2年7月30日

第3版：令和2年9月23日

第4版：令和2年12月17日

第5版：令和3年1月13日

第6版：令和3年4月2日

第7版：令和3年6月22日

第8版：令和3年9月17日